

消費者行政における普及啓発の取組

(事務局説明資料)

令和2年2月26日

消費者庁における普及啓発の取組

1. インターネットを活用した情報発信

消費者庁サイトで公表するほか、ツイッター及びフェイスブックで情報発信。

2. チラシ(電子チラシを含む。)の配布

チラシを関係省庁・団体等と連名で作成して全国の地方自治体(消費者センター等)から住民に配布するほか、チラシの内容に応じて関係団体にも配布を依頼。

(葉書を使った架空請求への注意喚起の場合は郵便局、補聴器購入時の専門機関への相談呼びかけの場合には老人クラブや全日本ろうあ連盟など。)

3. 学校の授業用教材の作成、授業での活用

「社会への扉」という教材を作成し、高校の家庭科等の授業で消費者被害防止のための授業を実施。来年度から全国の高校で実施する予定。

4. イベント等でのPR

吉本興業の劇場で消費者ホットラインをPRするほか、消費者月間というイベントを吉本興業の協力を得て動画でPR。

5. 表彰等

消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度として、「消費者支援功労表彰」を実施。

インターネットを活用した消費者庁の情報発信



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

▼ 本文へ ▶ 採用情報 ▶ 申出・問合せ窓口 ▶ English 文字サイズ 標準 大

▶ 新着情報一覧 ▶ 報道資料一覧 ▶ 会議資料一覧

サイト内検索 🔍 検索

テーマ別メニュー

消費者庁について

お知らせ

政策

法令

刊行物

注目情報・キーワード

▶ 法執行 ▶ SDGs ▶ 社会への扉 ▶ 消費者志向経営 ▶ エシカル ▶ 食品表示 ▶ 栄養成分表示 ▶ 機能性表示食品 ▶ 製造所固有記号

▶ 子どもの事故防止 ▶ 見守りネットワーク ▶ 景品表示法 ▶ 消費者契約法 ▶ 公益通報 ▶ アレルギーマスター ▶ 食品ロス

▶ キャンプル等依存症対策 ▶ デジタル・プラットフォーム ▶ 災害関連情報 ▶ 消費者月間

新型コロナウイルス感染症予防等について

新型コロナウイルス感染症に関する予防法としては、一般的な衛生対策として、咳エチケット(注1)や手洗いなどを行っていただくことが推奨されています(注2)。特に、感染していない健康な人は、咳や発熱等の症状のある人に近寄らない、人込みの多い場所に行かない、手指を清潔に保つといった行動をとることが重要です。

(注1) 咳エチケットとは、症状がある人が、咳・くしゃみによる飛沫の飛散を防ぐために不織布性マスクを積極的に着用することをいいます。

(注2) 「[新型コロナウイルスに関するQ&A](#)」

なお、マスクについては、厚生労働省及び経済産業省が関係団体に増産など安定供給について要請を行い、毎週1億枚以上のマスクを届けられるようになっております。また、転売目的の購入は望ましくなく、御配慮をお願いいたします。

消費者の皆様におかれましては、風邪や感染症の疑いのある方などマスクが必要な方たちに届くよう、御理解・御協力と冷静な御対応をお願いいたします。

マスクについてのお願い [PDF:243KB]

▶ 詳細については、こちらをご覧ください。(首)

新型コロナウイルス感染症対策

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、感染症の拡大の抑えを予防には、**風邪や感染症の疑いがある人たちに使ってもらうことが何より重要です。**

マスクの正しい使い方

新型コロナウイルス対策

1 マスクは買い占めなくても大丈夫
風邪や感染症の疑いのある人にマスクを渡す場合は、必要を分けて渡すようにしましょう。

2 使い捨てマスクがないときは代用品を使う
ガーゼマスクや、タオルなど口を覆うものでも、用法(くしゃみなどの飛び散り)を防ぐ効果があります。

3 こまめな手洗いなどの基本も大事
帰宅時や、料理・食後の後など、口や鼻に触れる前に、こまめに手洗いをしましょう。

マスク不足を解消するために官民連携して
毎週1億枚以上のマスクを消費者のみさまにお届けします。

facebook

メールアドレスまたは電話番号 パスワード
[入力欄] [入力欄] ログイン
アカウントを忘れた場合



消費者庁
@caa.shohishacho

ホーム
投稿
動画
写真
ページ情報
コミュニティ
ページを作成



全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」
☎188

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

いいね! ▶ シェア ▶ 編集を提案 ▶ ...

メッセージを送る

投稿



消費者庁
2月11日 17:37

期限表示を正しく知り、スマートな食生活をしよう！
【賞味期限】
おいしく食べることができる期間。保存方法に従って保存していれば、期限を過ぎたからといって、すぐに食べられなくなるわけではありません。
【消費期限】
過ぎたら食べない方がよい期限。... もっと見る

期限表示（賞味期限・消費期限）の理解の促進

賞味期限	消費期限
おいしく食べることができる期間(best-before)	表示がされている食品の例 菓子、カップめん、缶詰
定められた方法により保存した場合に、期待される全ての食品の特性を十分に発揮できるように保たれるまでの期間	

コミュニティ

すべて見る

1,465人が「いいね！」しました
1,794人がフォローしています

基本データ

すべて見る

千代田区豊が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
03-3507-8800
www.caa.go.jp
政府機関

ページの透明性

もっと見る

Facebookではページの目的を理解するうえで役立つ情報

ホーム ▶ モーメント

消費者トラブル ひとりで悩まず
すぐ相談
消費者ホットライン
☎188

サイト 3,167
フォロワー 4
いいね! 256,652
いいね! 2

フォローする

消費者庁 @caa.shohishacho 2月13日
サプリースティックには、賞金が封入されていないことが多くあります。封入の有無を確認する必要があります。また、封入から賞金を取る場合も内容を確認してください。少しでも疑問があれば、「188」などの相談窓口へ。
0 0 0 0 0 0

消費者庁 @caa.shohishacho 2月13日
【重要】 賞金を取る際に注意！
賞金、お祝い金、お礼金等の賞品をめぐって、様々なトラブルが起きています。お問い合わせの際は、賞品等から十分な説明を受けた上で、よく考えて

Twitterを使ってみよう
登録してあなたのタイムラインを作ろう
アカウント作成

こちらもおすすめ
@caab
@caab

2

チラシの例①:ギャンブル等依存症対策

【平成30年11月作成】
（作成取りまとめ：消費者庁）

内閣官房
Official Government Offices of Japan

消費者庁
Consumer Affairs Agency

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

金融庁
Financial Services Agency

「のめり込み」にはくれぐれも御注意を ～ギャンブル等は「適度」にたしなみましょう～

「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症とは？

★ギャンブル等のにめり込むと、御家族などの 周囲の皆さんにも影響が及びます。

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等のにめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。
- ギャンブル等依存症により、日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。
すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。



★ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまう おそれがあります。

- 「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまう可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格が原因となる疾患ではありません。

★分かっているのにやめられない。。。 ギャンブル等依存症のサインでは？

- 負けを取り戻すために、ギャンブル等をしていますか。
- ギャンブル等のために、周囲の皆さんに嘘をつき、お金を借りていませんか。

注意すべきポイントは？

★若者の皆さん、ちょっとしたビギナズラック に注意しましょう。

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。
なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等をすることは禁止されています。



★一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、 気合や根性では抜け出すことができません。

- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。
- ただし、御本人の主体性が「回復」への原動力となります。



★ギャンブル等をしているときの様子が急激に 変化している方は周囲にいませんか？

- 「興味を持ち、楽しんでいる」だけなのか、「のめり込み、止められなくなっている」のか、慎重に様子を見てください。

★借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思って、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、立ち直る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆ 借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思いながらギャンブル等を続けている方はいませんか。
少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症



（消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/）

チラシの例③:補聴器

【令和2年1月作成】

補聴器の使用を検討中の皆様、
そして、ご家族等の周囲の皆様へ。



【ポイント① 専門家の意見の事前把握】

★ 補聴器の購入の前に専門医に相談しましょう。

★ 補聴器は、「**認定補聴器技能者**」などの専門知識・技術を持った者に
調整(フィッティング)してもらったことが効果的です。

★ 専門知識・技術を持った者がいる販売店(認定補聴器専門店など)も
あります。

【専門医に相談しない場合のデメリットの例】

- 1) 耳の炎症の治療を優先すべき場合など、購入の必要のない補聴器を購入する可能性があります。
- 2) 不必要に大きな音量の補聴器を使用し、症状が悪化する可能性があります。
- 3) 期待された効果が出ない可能性があります。

【補聴器の購入・利用の一般的なイメージ】

- 1) 医師の診察を受けます。
- 2) 補聴器販売店に相談し、調整を受けて自分の聞こえの状況に合う補聴器を購入します。
- 3) 生活を送る中で、必要に応じ、再度調整を受けます。また、聞こえに変化が生じた場合は、改めて医師の診察を受けます。

【ポイント② 契約を締結する前の心構えなど】

★ 店舗で補聴器を購入した場合や通信販売の場合、どれだけ高額の商品で
あったとしても、基本的に「**クーリング・オフ**」は適用されません。

【クーリング・オフの基礎知識】(ハガキの書き方は裏面を参照。)

- 訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引
及び訪問購入については、法定の申込書面又は契約書面を受け取ってから一定期間内
であれば、クーリング・オフができます。
- 通信販売の場合、「返品は受け付けません」、「返品の場合は商品到着の翌日までの連絡
厳守」等の特約を広告等に表示していない限りは、いわゆるクーリング・オフではありませんが、
購入者が商品を受け取ってから8日以内であれば、売買契約の解除が可能です(送料は購入者負担)。

★ 難聴の方は、耳が聞こえにくいことで、契約締結などの際に支障が生じる
こともあり得ます。**周囲の方の支援**が重要です。

(周囲の皆様にご理解いただきたい難聴の基礎知識は裏面を参照。)

おかしいと思ったら。
心配なことがある場合は。

- 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**
(局番なしの3桁番号)等の関係機関にご相談
ください。

作成取りまとめ:消費者庁消費者政策課(電話:03-3507-8800(代表) FAX:03-3507-7557)



日本補聴器販売協会



日本補聴器販売協会



補聴器ライフを楽しまう!
一般社団法人日本補聴器販売協会

コラム:更なる理解のために。

【クーリング・オフを通知するハガキの記載イメージ】

●市●番地

●株式会社 御中

簡易書留又は
特定記録郵便
として発送

「自身の住所」
「自身の氏名」

契約解除通知書

契約年月日 令和 年 月 日

販売会社 株式会社

担当者氏名

商品名 「 」

契約金額 円

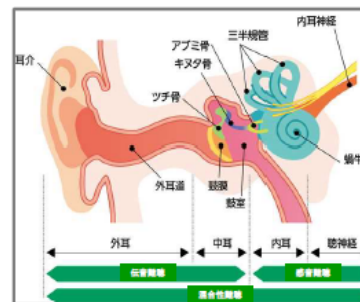
右の契約を解除いたします。

令和 年 月 日

「自身の住所」
「自身の氏名」

【要注意ポイント】
ハガキを出すときは、両面をコピーし、
簡易書留や特定記録郵便として出した
際の記録は必ず残しておきましょう。

【難聴の類型と補聴器の効用】



伝音難聴とは。。。

外耳や中耳の損傷や炎症によって起こります。
音量を大きくすれば聞き取りやすくなるので、**補聴器の使用が効果的**です。

感音難聴とは。。。

内耳・聴神経・脳の中核などの感覚系の障害
によって起こります。年齢が進むにつれ、または
大きな音を聞きすぎたりすると、蝸牛の有毛細胞
の数が減少するなどして機能が低下します。
小さな音が聞き取りにくい、大きな音が響く・ひ
ずむ、聞こえても言葉の意味が分からない、など
の症状が現れます。

しかし、**最適な補聴器を選定し、適切に調整
(フィッティング)**をして使用すれば補聴器の効
果が期待できます。

混合性難聴とは。。。

伝音難聴・感音難聴の両方の症状が現れます。中耳炎が悪化して内耳が障害を受けた場合を始め、
いくつかのケースがあります。感音難聴と同じく**最適な補聴器を選定し、適切に調整(フィッティング)**
をして使用すれば補聴器の効果が期待できます。

※一般社団法人日本補聴器販売協会のデータを活用

学校の授業で活用できる教材の作成・普及②



生徒用教材、教師用解説書と映像教材（消費者教育ポータルサイトで視聴可）のセット

イベント等でのPR

吉本新喜劇が、北海道・札幌市内で開催中の「みんわらウィーク2018」(8月1日～8日)で行われている「みんわら花月 特別興行」で、消費者庁とコラボした公演を披露している。



吉本興業と北海道は、北海道を盛り上げ、その魅力を国内外に発信することを目的とした包括連携協定を2016年3月に締結。その一環として、お笑いの輪を全道に広げるイベント「みんわらウィーク」を2016年より開催している。

8月1～6日の6日間開催の「みんわら花月 特別興行」では、吉本新喜劇が消費者庁とコラボ。身近な消費者トラブルを笑いながら学べる特別公演を展開中だ。

同公演は、すっちょー扮する大阪のおばちゃんキャラクター“すち子が働くうどん店が舞台。そこへ消費者庁の女性が現れ、架空請求などの悪徳商法が増えていることを伝え、消費者ホットライン「188(いやや)」のポスターを店内に掲示してもらう場面が。そして、すち子が「188(いやや)」を「808(やおや)」などと間違えるボケを連発したり、「いやや」とダダをこねてみたり、消費者トラブルをネタにして爆笑を誘った。



令和2年度消費者月間

豊かな未来へ～「もったいない」から始めよう!～

消費者月間とは

※「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

【吉本興業株式会社とのコラボ動画シリーズ「あの人はかく語りき」】

●シリーズ動画1「消費者月間です」

芸人 ロバート・秋山さんが自らの「月間」に関する思い出を語ります。



イベント等でのPR

ファッションモデルとして活躍されている富永愛氏に、エシカルライフスタイルSDGsアンバサダーに御就任いただき、広報活動への御協力を頂く。
消費者庁が依頼するイベントへの参加や、SNSやメディアを通じた消費者庁が実施する啓発施策に関する発信を行う。



News Release

令和元年5月15日

「エシカルライフスタイルSDGsアンバサダー」 の委嘱について

消費者庁では、消費者一人一人が、安全・安心で豊かな消費生活を送ることができるよう、消費者の自立を支援するための消費者教育・啓発に関する取組を実施しています。

また、2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」が目指す「誰一人取り残さない」社会を構築することは、消費者が安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現でもあり、消費者行政の重要な使命です。

今後は、消費者庁創設10周年を迎えることも見据え、これまでの取組を踏まえつつ、また、あらゆるステークホルダーとのパートナーシップの下、更に幅広い消費者に向けて必要な情報を届けるとともに、消費者一人一人による社会的課題の解決に向けた行動の重要性についての広報の強化を図り、理解を広げてまいりたいと考えております。

そこで、この度、ファッションモデルとして活躍されている富永愛氏に、「エシカルライフスタイルSDGsアンバサダー」に御就任いただき、今後の広報活動への御協力を頂くこととしました。

今後は、同アンバサダーの協力を得て、消費者はもともと、幅広いステークホルダーに対して、消費者一人一人の行動が世界の未来を変えるという大きな可能性を具現してまいります。



本件問合せ先
消費者庁消費者教育・地方協力課 梅田、久保
TEL 03-3507-8900（内線：2136、2138）

【富永愛氏プロフィール】



17歳でNYコレクションにデビューし、一躍話題となる。以後約10年間にわたり、世界の第一線でトップモデルとして活躍。その後、拠点を東京に移し、モデルのほか、テレビ、ラジオ、イベントのパーソナリティなど様々な分野にも積極的に挑戦。日本人として唯一無二のキャリアを持つスーパーモデルとして、チャリティ・社会貢献活動や日本の伝統文化を国内外に伝える活動など、その活躍の場をクリエイティブに広げている。

※ 今年1月、「しずおかでできるじぶんごと」をテーマに静岡県静岡市で開催された「SDGs COLLECTION supported by TGC しずおか 2019」に出演した。（同ステージプログラムには、岡村和美 消費者庁長官も登壇。）

【エシカルライフスタイルSDGsアンバサダーとしての主な活動予定】

消費者庁が依頼するイベントへの参加や、SNSやメディアを通じた消費者庁が実施する啓発施策に関する発信など。

令和元年5月27日（月）に開催する「消費者月間シンポジウム」において実施するパネルディスカッションへの御登壇が、活動のキックオフとなる予定。